



# 宮崎県公報

平成25年7月22日(月曜日) 第2507号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障害福祉課) 1

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 1  
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………(農村整備課) 2  
○用途地域内建築制限の特例を認めるための意見の聴取の実施……………(建築住宅課) 2

## 告示

### 宮崎県告示第436号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成25年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	変更前	変更後	変更年月日
あおば薬局	諸塚村	東臼杵郡諸塚村大字家代2658-1	東臼杵郡諸塚村大字家代3065-4	平成24年4月1日

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成25年7月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ドラッグコスモス財光寺南店  
日向市財光寺南土地区画整理事業地内33街区④ 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS

館4階

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年3月10日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,490㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側(駐車場No.1) 26台  
建物敷地東側(駐車場No.2) 22台  
合計 48台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側(駐輪場No.1) 7台  
建物敷地北東側(駐輪場No.2) 12台  
合計 19台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 50㎡
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 11.73㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで(駐車場No.1)  
午前9時30分から午後10時まで(駐車場No.2)
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地西側及び東側(駐車場No.1)  
2箇所 建物敷地東側駐車場西側(駐車場No.2)
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 届出年月日  
平成25年7月9日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - 期間

平成25年7月22日から平成25年11月22日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間  
平成25年7月22日から平成25年11月22日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、東水流地区 2 換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年7月22日から平成25年8月19日まで
- 3 縦覧場所  
都城市高城総合支所
- 4 その他  
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。  
また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。  
なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第48条第14項の規定により同条第 5 項ただし書の規定による許可を与えることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成25年7月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

工事種別及び構造	増築 鉄骨造
意見の聴取の日時	平成25年7月26日 午後2時から
意見の聴取の場所	小林市駅南 296番地 小林市養護老人ホーム慈敬園

申請者	本坊酒造株式会社 代表取締役 本坊 修
敷地の位置	小林市細野字新竹前1750、田1796-1
用途地域名	第一種住居地域
建築物用途	ミネラルウォーター工場
床面積及び 原動機出力	3,375.44㎡ 903.58kW（空気圧縮機に係る原動機出力 204kW）